

広報いとだ No.676 ITODA

10

2016 (H28年)



特集 p.02~05

ふるさと 納税

Renewal

糸田への愛情を
寄附という形で。

p.06 高齢者インフルエンザ予防接種
p.07 国民健康保険からのお知らせ
p.08~09 平成28年度 資産等報告書審査 意見書
p.10 初盆返し

p.10~11 暮らしの情報館
p.16~17 まちのわだい
p.20 いとだ祭

陶器



リニューアル

ここが変わりました

返礼品の数を拡充

6種類だった品が**23**種類に

🎁 クレジット・コンビニ 決済できます
クレジットカードを利用した納税ができるようになりました。納付書で振込む手間が省け、カードのポイントも貯まるのでお得です。使用できるカードの種類などは、次のページで確認してください。

🎁 町を応援してくれた人へ返礼品を贈ります
糸田町では、ふるさと納税をしてくれた人へ、感謝の気持ちを込めてお礼の品を贈っています。これまでは、米と野菜、陶器やお酒など6種類を用意していましたが、リニューアルに伴い、厳選23種類に増やしました。今後も、いっそう充実させていく予定です。
また、今回のリニューアル後から、町内外問わず1万円以上寄附をしてくれたすべての人がこの特典の対象になります。

お菓子



※商品の一部抜粋して掲載しています。
※寄附額に応じて選べる返礼品が変わります。詳しくはインターネットで「わが街ふるさと納税 糸田町」を検索してください。

木工



申請方法など
次ページへ▶

米



新聞やテレビなどで大きく取り上げられ、全国的にブームになっている「ふるさと納税」。寄附をした市町村から贈られる返礼品が魅力の一つで、町の知名度向上や特産品の宣伝にもつながっています。

糸田町ふるさと納税 リニューアル

より身近になりました

ホルモン



🎁 あらためて考える ふるさと納税とは
自分が育ったふるさとや応援したいと思う市町村などへ、その想いを「寄附」という形で届けることができる「ふるさと納税」。都市部との税収格差をなくすため、税を通じてふるさとへ貢献できる仕組みを作るために、平成20年からこの制度は始まりました。
ふるさと納税とは言うものの、税金を納めるのではなく市町村などに対する「寄附」にあたります。そして、この制度には主に次のような意義があります。

①税の使われ方を考えるきっかけに
税金がどのように使われているかを考えながら生活している人はあまりいないのではないだろうか。自ら寄附を納めることにより税への意識が高まり、納税の大切さを自分のこととしてとらえる貴重な機会となります。

②お世話になった故郷、応援したい地域の力に
今住んでいる場所だけでなく、ふるさと納税を通じて自分が大切に思う地域への支援ができます。たとえ故郷と遠く離れた場所で暮らしていたとしても、あなたの寄附がふるさとの人を育て、自然を守り、地域の環境を育む一助となります。

9
30~

申請方法や制度の概要を知る

活用しよう ふるさと納税

申込みが便利に

専用サイト開設

インターネットからの申込みが可能となり、クレジット・コンビニ決済ができるようになりました。もちろん、郵便振替や現金書留などにも対応しています。



利用できるクレジットカード一覧

9月30日～利用開始 ▶VISA ▶MasterCard
10月末～(予定) ▶JCB ▶AMEX
▶ダイナース

詳細はふるさとサポートセンター
電話0800-170-2102 まで

申請の流れ

- 1 「わが街ふるさと納税 糸田町」でネット検索
- 2 「お申し込み」を選択
- 3 「お申し込みフォームへ」を選択
- 4 寄附額や返礼品、払い込み方法など必要事項を入力して申請
- 5 後日、受領証明書や選んだ返礼品などが届きます

使い道は あなたが決める

ふるさと納税は、寄附をした本人がそのお金の使い道を選ぶようになっています。

糸田町では、次の事業から使い道を選択することができます。

- ① 子どもたちが伸びやかに心豊かに育つまち
- ② 安全で快適な暮らしをつくるまち
- ③ 地域資源を活かした活力あるまち
- ④ 健康で心穏やかに暮らせるまち
- ⑤ 故郷への愛着ときらめく人材が育つまち
- ⑥ その他
- ⑦ 町長におまかせ

寄附金控除の手続きは

寄附金控除を受けるには、原則、寄附をした翌年3月15日までに、住所地所轄の税務署へ確定申告をする必要があります。

確定申告には、あなたが寄附をした自治体が発行する「寄附の証明書」が必要です。

いくら控除されるの

納税額のうち2000円を超える分が、一定の上限まで所得税と住民税から控除されます。

控除額には上限があり、収入や家族構成などに応じて額が異なります。まずは自分の上限額を確認してください。

上限額をチェックして 得する納税を

左表は、実質2000円の自己負担だけで税金控除や返礼品などの恩恵を受けられる、寄附額の上限です。

例えば、年収400万円・夫婦＋子1人★の場合、上限は3万円。つまり、そこから2000円を引いた2万8000円が、最大で受けられる税金控除額となります。

ワンストップ 特例制度の活用

「ふるさと納税ワンストップ特例制度」とは、確定申告なしで寄附金控除が受けられる仕組みです。利用できるのは、①確定申告が不要な給与所得者などである②納税先が5団体以内の両方を満たす場合で、納税先の自治体へ申請が必要です。

ワンストップ特例制度では、すべて「翌年度の住民税」から一本化して控除されます。

※6団体以上の自治体にふるさと納税をした場合や、ふるさと納税の有無に関わらず確定申告をおこなう人は、ワンストップ特例制度は利用できません。必ず確定申告をしてください。

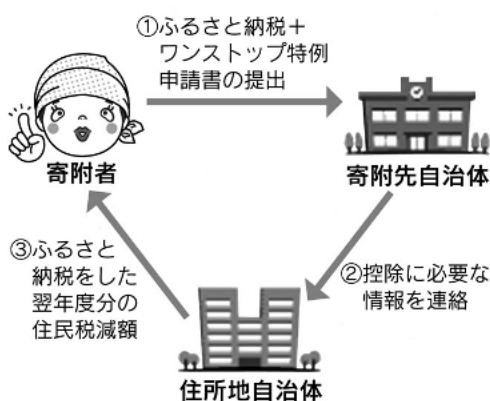
全額控除される寄附額の目安表

1年間に寄附した金額－2,000円＝税金控除額

給与収入	独身または共働き	夫婦・子1人扶養(子/高校生)	共働き・子2人扶養(子/高・大学生)
300万円	3万1,000円	1万5,000円	1万円
400万円	4万6,000円	3万円★	2万5,000円
500万円	6万7,000円	4万6,000円	4万2,000円

※夫婦…寄附者の配偶者に収入がない場合

ワンストップ特例が適用される場合



町の魅力を 全国へ



ふるさと納税は、自治体を応援できる「寄附」という一つの手段です。納税したお金の使い道を選べ、町づくりに役立てることが出来ます。故郷に住む家族や親せき、友人の生活を豊かにすることが出来るのです。

寄附者への返礼品は、地元の品から選んでいるので、地場産業をはじめとした地元を元気付けます。町民もこの制度を利用し、特典の商品を楽しめるようになりましたが、町外で離れて暮らす子どもなどへその品を贈ってあげることも出来ます。離れた町でも、地元を感じることが出来ます。

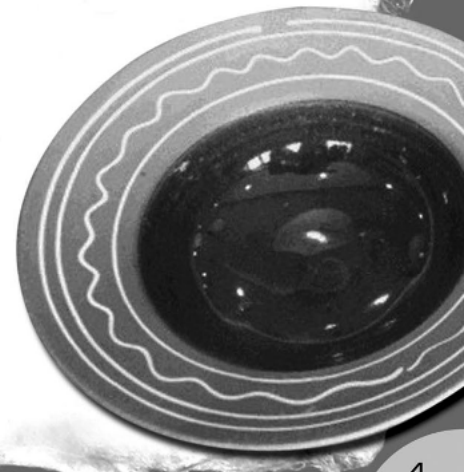
現在、返礼品のラインナップは23種類。もつと町の魅力を掘り起し、商品の充実にも努める必要があります。返礼品充実に向け、町内や県内の事業者のみなさんへ、ぜひご協力をお願いいたします。

町民のみなさんには、家族や親せき、友人でふるさと納税を考えている人がいたら、糸田町への寄附を勧めてもらえたらと思います。



地域振興課長
井上 淳

問合せ
地域振興課
電話 26-4025



**1 医療費通知を
確認してください**

国民健康保険など公的医療保険
では、医療機関を受診したときに、
窓口で医療費の一部（一部負担金）
を支払うだけで医療を受けること

国民健康保険 からの お知らせ

◆問合せ
住民課 国民健康保険係
電話26-1235



開くと

年度	医療機関等の名称	診療科目	診療回数	医療費の額	自己負担額	保険料の額
2025	山田市立総合医療センター	内科	2	11,100	900	
2025	山田市立総合医療センター	内科	3	21,300	900	
合計				32,400	1,800	

見本

ができるので、医療費の総額を意
識しにくい仕組みになっています。
そこで、医療費負担の仕組みや
健康について理解を深めてもらう
ため、糸田町では年6回（2か月
ごと）「医療費通知」（圧着式ハガ
キ）を国保世帯に届け、みなさん
の医療費をお知らせしています。
通知を見て医療費を把握し、受
診状況を振り返ってください。健
康な体づくりや病気の早期発見、
早期治療を心がけてください。

**3 診療明細書は診療内容
を知ることができる
大切な資料**

医療機関や薬局では領収書とは
別に、診療内容がわかる「診療明
細書」を交付しています。
明細書には、初・再診、入院料、
検査、投薬、注射など項目ごとに
詳しい記載があり、どのような治
療がおこなわれたか、どれだけ医

※領収書がない場合は、高額医療
費の請求や確定申告で医療費控
除を受けることができません。

**2 医療機関や薬局で
もらった領収書は
大切に保管**

領収書は、みなさんが医療費を
支払った大切な証拠です。高額医
療費の請求（高額医療費を支
払ったときに自己負担限度額を
超えた額の払い戻しを受ける手続
き）や確定申告の医療費控除を
受けるために、添付書類として
必要です。大切に保管しておきま
しょう。



療費がかかっているかを知ること
ができます。

診療内容に疑問や不安があると
きは、明細書に基づいて医師や薬
剤師に具体的に質問したり、自分
で調べたりできます。また、明細
書を保管していれば、初めてかか
る医療機関などで、以前受けた診
療内容を正確に伝えることができ
ます。

明細書の内容には、専門的でわ
かりにくいものもありますが、自
分の診療内容を確認することがで
きる大切な書類なので、ぜひ見て
ください。なお、明細書は原則、
無料で交付することになっていま
すが、保険請求が電子化されてい
ない一部医療機関では、有料また
は交付できない場合があります。

**10月1日から
始まりました!**

◆問合せ
保健センター
電話49-9020

高齢者 インフルエンザ 予防接種

**予防接種はかかりつけの
協力医療機関で**

高齢者のインフルエンザ予防
接種は、田川市郡内の協力医療機
関と福岡県医師会に加入している
協力医療機関で受けられます。ま
ずは、かかりつけ医に相談して
ください。

**インフルエンザの流行は
初冬から春先**

インフルエンザは、インフルエ
ンザにかかった人の咳やくしゃみ
に含まれるウイルスや、空気中に
漂うウイルスを吸い込むことで感
染します。
予防はもちろん大切ですが、ウ
イルスが体内に侵入してきても
やっつけることができる、丈夫な
体を作っておくことも重要です。
栄養や休息をしっかりととりま
しょう。

**インフルエンザにかかると、
高齢者は肺炎などの合併症を起
こしやすく、重症化しやすくな
ります。これを防ぐには、予防
接種を受けることも有効な手段
です。満65歳以上の人は、予防
接種法に基づく接種が受けられ
ます。日ごろ、体を診てもらっ
ている医療機関で接種してくだ
さい。**

65歳以上のみなさんへ



予防して
感染拡大を
防ぎましょう

接種期間
10月1日(土)から平成29年3月31日(金)

対象者

- ・接種日に満65歳以上の接種希望者
- ・60歳以上65歳未満で次の①②のいずれかに該当する人

①心臓、じん臓または呼吸器の機能に、日常生
活が極度に制限される程度の障害のある人
②ヒト免疫不全ウイルスで、免疫機能に日常生
活がほとんど不可能な程度の障害のある人

接種料金
1人1回限り 1,000円
※生活保護受給者は無料
※2回目は全額自己負担

必要な本人証明

- ・健康保険証、運転免許証、介護保険証など本人が確認できるもの
- ・①②の該当者は身体障害者手帳
- ・生活保護受給者は医療受給券（診療依頼書）

6 改善要望

- (1) 一定額を超えて保有する現金は資産等報告書に記載するよう検討を求める。
- (2) 資産については、町内外問わず保有している資産の評価額を記載することとし、新たに取得した固定資産については取得金額を備考欄に記載し、取得原因と用途についても記載する。
- (3) 資産等報告書記入については年々改善されているが、基本的な事についての誤記や、一時的な収入とそれに伴う税等の記入漏れが目立ったことから記載要領を参考にし、預貯金等の入金状況や確定申告書の写しを確認した上で記載する。
- (4) 借入金が多額にある場合は備考欄に用途を記載する。
- (5) 預貯金利息は種類や金額にかかわらず、1円単位まで記載する。
- (6) 株式等の配当金及び資産の売却金についても収入欄に収入金額を記載する。

8 資産等報告書記載事項一覧表【資産等の総額並びに年間収入額】

「土地・建物」	価格は固定資産税課税評価額とする。共有の場合は、本人の持分に換算した。
「預貯金」	普通預金及び定期預金とする。
「有価証券類」	株式・有価証券とも時価総額又、信託については、価格。不明のときは額面総額。

(単位：万円)								
役職	氏名	土地建物	預貯金	有価証券類	その他	計	借入金	年間収入額
町長	佐々木 淳	1,410	539	0	200	2,149	0	878
	(配偶者)	179	570	0	0	749	0	0
副町長	森下 慶治	1,137	653	540	0	2,330	0	701
	(配偶者・家族)	0	1,557	0	163	1,720	0	902
教育長	福澤 秀昭	2,642	557	0	264	3,463	0	1,330
	(配偶者・家族)	0	497	0	140	637	0	518
議長	井手元 正人	0	688	0	0	688	0	2,270
	(配偶者・家族)	5,456	737	0	520	6,713	0	2,632
副議長	中原 詔蔵	711	179	0	78	968	467	575
	(配偶者)	0	20	0	0	20	0	108
議員	田中 隆之	408	0	0	0	408	1,222	1,083
議員	村上 秀二	0	256	0	0	256	0	1,032
	(配偶者)	207	33	0	0	240	0	104
議員	早麻 章三	1,269	3,510	1,992	5,776	12,547	0	1,914
	(配偶者・家族)	204	907	261	364	1,736	0	575
議員	竹田 照美	1,004	494	0	2,210	3,708	1,251	873
	(配偶者)	0	137	0	162	299	0	49
議員	山田 陽一	0	3	0	390	393	92	451
	(配偶者・家族)	45	0	0	0	45	0	12
議員	谷口 輝昭	254	52	0	125	431	356	548
	(配偶者・家族)	0	33	0	0	33	0	224
議員	小嶋 康子	0	20	0	0	20	0	352
	(配偶者)	540	42	0	0	582	750	742
議員	松瀬 征行	2,354	1,402	672	205	4,633	200	888
	(配偶者)	177	574	774	0	1,525	0	229
議員	松岡 久	926	194	100	270	1,490	0	1,122
	(配偶者・家族)	0	146	0	0	146	310	227
議員	城島 信幸	801	469	100	1,018	2,388	0	450
	(配偶者・家族)	0	7	0	0	7	0	0

(注) その他は、動産、ゴルフ会員権、貸付金の合計です。

7 政治倫理審査会の委員名簿

氏名	区分	備考
松尾 静二	税理士	会長
猪俣 誠子	町民	副会長
市川 俊司	弁護士	委員
加生 雅人	商工会	委員
松岡 忠文	町民	委員
藤本 恵美香	町民	委員
松本 由美子	町民	委員

※【資産等報告書】の閲覧について
◎提出された資産等報告書及び意見書は、町民は、開庁時間内であればいつでも閲覧できます。
◆問合せ 総務課 電話26-1231

平成28年度 資産等報告書審査 意見書

糸田町政治倫理条例により、町長等(三役)及び町議会議員の「資産等報告書」に対して、政治倫理審査会より「意見書」が提出されましたので、その内容をお知らせいたします。

1 資産等報告書の提出状況及び記載状況

- (1) 資産等報告書提出義務者
ア 糸田町政治倫理条例第5条に定める資産等報告書提出義務者の町長・副町長・教育長及び議員12名の計15名は、平成28年5月31日までに資産等報告書を提出した。
イ 上記に係る提出義務者の配偶者14名及び被扶養者又は同居の親族15名の計29名の資産等報告書も全員提出した。
- (2) 資産等報告書の記載状況
資産等報告書記載事項一覧表参照

2 審査の経過

当審査会は、平成28年7月14日から6回にわたって資産等報告書の審査を行った。

なお、審査の日時及び概要は、次のとおりである。

◆開催日時・場所

- ・第1回 7月14日(木) 午前10時～
糸田町住民センター 研修室
- ・第2回 7月19日(火) 午前10時～
糸田町住民センター 研修室
- ・第3回 7月26日(火) 午前10時～
糸田町住民センター 研修室
- ・第4回 8月1日(月) 午前10時～
糸田町住民センター 研修室
- ・第5回 8月9日(火) 午前10時～
糸田町住民センター 研修室
- ・第6回 8月22日(月) 午前10時～
糸田町住民センター 研修室

◆審査の概要

- 審査方法等の基本事項確認
・審査会の日程、運営について
- 書面審査
・平成24年度～28年度の5年間の全項目比較表の作成と過去の事例集約
・資産等報告書の記載事項を精査
・関連項目との比較対照
- 疑問点等の審査
・照会事項に対する回答の審査
- 審査全般を通した意見集約
- 意見書作成方針検討
・意見書の審議決定
・意見書の提出方法と時期

◆意見書提出

9月7日(水) 午前10時～ 糸田町役場 町長室

3 審査の方法

平成28年7月14日、第1回会議において決議した方針に基づき、次のとおり資産等報告書の審査を行った。

- (1) 平成24年度～28年度の5年間の全項目にわたる比較表を個別に作成するとともに、照会事項及び回答をとりまとめた事例を照合することで審査の効率化を図った。
- (2) 記載内容が前年と顕著な違いのある項目及び収入(給与、報酬、事業所得等)、固定資産(土地、建物)、税等の関係を重点に精査した。
- (3) 資産等報告書の内容に疑問点が生じたときは、提出義務者に照会を行い、その回答を得て精査した。

4 審査の結果

- (1) 資産等報告書提出義務者総数44名のうち、8名については、特に照会を要する事項はなく、32名について53件の照会を行い、何れも期日までに回答がなされ、審査会はこれを了承した。
- (2) 照会事項の多くは、誤記又は記載不備によるものであった。
- (3) 今回の審査では、資産等の不当な変動は見当たらず疑問点についても照会による回答によって解消された。

5 付 属 意 見

- (1) 資産等報告書の審査は、今回が19回目であり、記載内容については毎年意見書での指摘によって改善されている。
- (2) 住宅新築資金等貸付金について、下記議員において償還期限が過ぎた滞納分の分割返済が行われているが、重畳的債務引受分については、未だ返済が滞っていることは遺憾である。早期返済に向けて更なる取り組みを強化し、なお一層の努力を要望する。

借入者	貸付月日	貸付額	滞納額(元利計)	備考
A議員	S59.3.10	6,200,000円	2,305,146円	25年償還

重畳的債務引受人	債務引受日	貸付月日	貸付額	滞納額(元利計)	備考
A議員	H16.3.8	S57.8.9	6,200,000円	7,870,177円	25年償還
	H16.3.8	H5.2.5	1,600,000円	2,053,840円	25年償還

※重畳的債務引受：
引受人が、従来の債務者と同一内容の債務を並存的に引き受け、従来の債務者もそのまま債務を負担すること。

- (3) 資産等報告書の提出にあたっては下記の点に留意していただきたい。
ア 確定申告書や課税明細書の写し等裏付けとなる関係資料を添付する。
イ 本年度の照会事項は、次年度の資産等報告書作成時の参考にする。
ウ 前年度と比較し、記載内容に顕著な違いがあるときは、備考欄に経緯を具体的に記入する。
エ 報酬並びに給与について複数から支払いがあった場合、備考欄に内訳を記載する。
オ 固定資産については、町外に保有している分についても資産等報告書に記載する。

やすらぎ

社会福祉協議会では寄せられた一般の募金や、香典返し、赤い羽根共同募金配分金により糸田町の地域福祉事業をおこなっています。寄付は社会福祉協議会事務局で受け付けています。

寄付・寄贈の受付先

糸田町社会福祉協議会 糸田町社会福祉センター内(役場横)
電話26-4540 FAX26-3666



赤い羽根共同募金事業紹介 親子ふれあい野外映写会

9月3日に町民グラウンドで、親子ふれあい野外映写会をおこない「ミニオンズ」を上映しました。台風も心配されましたが、多くの人に参加して家族一緒に楽しいひと時を過ごしました。ボランティアでバザーに参加してくれたみなさん、イベントを盛り上げてくれてありがとうございました。



一人ひとりの小さな力が集まると大きな力になります。12月末まで街頭募金や啓発活動をおこなうので、応援よろしくお願ひします。今年の戸別募金は、10月中旬以降にご案内します。

**赤い羽根共同募金
活動が始まります**
じぶんの町を良くするしくみ



◆申込み 社会福祉協議会
電話 26-4540

◆締切 11月10日(木)まで

◆参加費 500円

※食事代の一部として

※参加者多数の場合は抽選

◆定員 10人程度

◆対象 町内在住で要介護者(介護保険認定)と同居する家族

◆行き先 魚楽園・ラピュタファーム(川崎町)

◆集合 社会福祉センター(午前10時 帰着 午後3時)

◆日にち 11月16日(水)

◆家族を介護しているみなさん

◆紅葉見物でリフレッシュしませんか?

若年性認知症の電話無料相談

◆電話0800-100-2707 (年末年始・祝日除く)
月曜日～土曜日 午前10時～午後3時
認知症は高齢者に多い病気ですが、年齢が若くても発症することがあります。働き盛りの人が発症すると、本人だけでなく家族の生活にも影響します。
専門教育を受けた相談員が対応し、個人情報も厳守します。気軽に問合せください。
関連ホームページは「若年性認知症コールセンター」で検索。

お知らせ

児童館10月のお知らせ

- ◆休館日 毎週月曜日、11日(火)
- ◆閉館時間 午前10時～午後6時
※小学生未満のお子さんは保護者と一緒に来てください。



健康まつり

日にち **11月18日(金)** 会場 **保健センター** 電話 **49-9020**



講師 馬場園 明先生

1959年生まれ/九州大学医学部卒業/
2005年から九州大学大学院医学研究院
医療経営・管理学講座教授、日本公衆衛生学会監事、日本健康支援学会理事

第1部

～健康長寿講演会～

参加者に健康長寿ダイアリーをプレゼント

演題

**「病気や障害を避け
自立して生活する知恵」**

開場 午前10時

開演 午前10時30分～午前11時30分

第2部

～健康寿命をのばそう～

午前11時30分～午後4時

全6項目を体験して
元気なからだへ

栄養相談もあります
※事前予約



脳の健康チェック

福岡県認知症医療センター
見立病院スタッフが担当。



骨密度チェック

裸足になり足のかかとで
骨密度を測定。



体脂肪や筋肉量チェック

裸足になり体の脂肪や筋肉量
を測定。



ロコモチェック

足腰の衰えを確認するロコモ度測定。40代から筋肉の衰えが始まります。



脳トレーニング

脳を活性化するために、タッチゲームや折り紙、間違い探しに挑戦。



健康食の試食

糸田町食生活改善推進会の
みなさん手作り。150食限定。

10月保健センター行事予定

■会場／保健センター

乳幼児健診など

7か月児～8か月児健診

♥対象児／平成28年1月2日～
3月4日生まれ

♥日にち／10月5日(水)

♥受付／午後12時45分～
午後1時20分

ぴよぴよ教室(2か月児健康相談)

♥対象児／平成28年7月10日～
8月6日生まれ

♥日にち／10月6日(木)

♥受付／午前9時45分～
午前10時

1歳6か月児～1歳8か月児健診

♥対象児／平成27年1月26日～
4月26日生まれ

♥日にち／10月26日(水)

♥受付／午後12時45分～
午後1時20分



10月12日(水)～
16日(日)は、保健
センターで集団健診があり、
検診車が来ます。駐車場な
ど混雑が予想されますので、
みなさんのご理解とご協力
をお願いします。

こころの相談窓口日程

10月25日(火) 午前9時～午後5時

※相談は予約制ですので、まず
は保健センターに問合せく
ださい。

◆問合せ 保健センター
電話49-9020

子育て支援室 10月のイベント

★親子ふれあい教室

◎10月6日(木)・13日(木)・
20日(木)・27日(木)

◎午前10時～正午

◎子育て支援室(すまいる)

★親子ぐんぐん教室

◎10月18日(火) 午前10時～正午

◎保健センター(多目的ホール)

★親子のびのび教室

◎10月11日(火) 午前10時～正午

◎保健センター(多目的ホール)

★発育測定・発育相談

★ベビー・キッズマッサー

◎10月5日(水) 午前10時～正午

◎10月19日(水) 午後1時～午後3時

◎子育て支援室(すまいる)

◎子育て支援室(すまいる)

・月曜日～金曜日
・午前10時～午後3時

■問合せ 子育て支援室
(社会福祉センター内)
電話26-4600

◆全額免除期間……2分の1

▼4分の3免除期間……8分の5

年金だより

免除された保険料を
追納すると、満額の
年金額に近づける
ことができます

国民年金保険料の免除制度には、
全額免除・4分の3免除・半額免
除・4分の1免除があります。

■免除されると年金額は減額■
免除を受けた期間は、年金受給
資格に必要な期間に算入されます。
ただし、老齢基礎年金からは、各
免除に応じた額が減額されて計算
されます。保険料を全額納めた
ときを1とすると、平成21年度
以降に免除を受けた期間は次のよ
うに計算されます。

▼全額免除期間……2分の1

▼4分の3免除期間……8分の5

■10年以内に追納を■
免除を受けた期間については、
10年以内であれば保険料を追納
でき、満額の老齢基礎年金に近
づけることができます。

保険料の追納は、原則として
先に経過した月から順次、2年
度を過ぎて保険料を追納する場
合は、当時の保険料額に経過期
間に応じた額が加算されます。
追納するには納付書発行の申込
みが必要なので、年金事務所ま
たは住民課に問合せください。

■問合せ■
・直方年金事務所
電話0949-2210891
・住民課 国民年金係
電話26-11235

STOP 不法投棄は犯罪です！

家庭廃棄物・産業廃棄物を決められた場所以外に投
棄すると、法律により1,000万円以下の罰金または5年
以下の懲役に処されます。

不法投棄の現場を見かけた人は、田川警察署または
住民課 衛生係に連絡してください。

◆田川警察署 安全課 電話42-0110

◆住民課 衛生係 電話26-1235

ご寄付ありがとうございます	
香典返し	寄付者
◇大熊育成会 桑野喜美子	桑野 法直
◇宮川一行政区 麻生 盛雄	麻生真利子
◇桑田町社会福祉協議会 桑野喜美子	桑野 法直
植田 守	植田タマエ
麻生 盛雄	麻生真利子
◇一般寄付	
◇桑田町社会福祉協議会 田川自動車整備工業会	

人権・行政相談日

■日時 10月19日(水)
毎月第3水曜日
午前9時～正午

■場所 住民センター 2階
第2・3研修室

■問合せ 総務課
電話26-1231

◆問合せ 総務課 電話26-1231

糸田町の事件事故 8月

▶事 件 2件(±0) ※()内は
▶交通事故 5件(+2) 先月比

▶問合せ 田川警察署
電話42-0110

◆問合せ 総務課 電話26-1231

税の納期限

■町 民 税 第3期

■国民健康保険税 第4期

10月31日(月)です

糸田町の文化財のは・な・し 第184話

建て替えられた国境石

国境石拓本

旧烏尾峠の頂上に、豊前国と筑前国の
国境を示す国境石があります。これは天
保5年(1834年)に建てられた国境石で
「従是西筑前国」と碑文が刻まれています。
実は、これよりも古い国境石が飯塚市の
鹿毛馬公民館に保管されていて、その碑
文は「従是西筑前領」となっています。
筑前御境日記にも「領を国に改める」と
の記述があり、文字が置き換えられた記
録が残されていました。あらためて拓本
(石碑の碑文を写しとったもの)を確認
すると、鹿毛馬公民館にある国境石碑文
の最後の文字が「領」だったことがわかります。

ご意見・ご感想・ご要望などありましたら、教務課 社会教育係(電話
26-0038) 担当 岩熊真実まで

九月糸田短歌会詠草

安藤 寿明 選

終戦は長崎なりき兵なり
き原爆跡の地獄図を見
都 思 秋

介護受く齡となりぬ幾十
年乗りきし車の運転停め
らる 木村 美佐子

遠く住む息子等盆に帰省
せし燥ぐ孫らに心安らぐ
安藤 悦子

東京の娘孫連れ帰へり来
ぬ成長せし姿に目を細め
をり 大角 キクエ

久方の孫の便りは乙女さ
ぶ膝のお守り入れてくれ
をり 川津 政造

幼き日の孫連れ来たりし
芦屋浜初めての海にいたく
喜ぶ 安藤 寿明

日曜句会

吉積 漫歩 選

物音に部屋を出ずれば
虫すだく

対話なき留守居一人の
秋扇

何事もくじけぬ決意
杉本 みどり

思ひ出を
たたみ込みたる秋扇
小宮 ももえ

嬉し泣き悔し泣きあり
リオの夏

ちろろ鳴く自由と孤独
引替えに

残り蚊になやまされつつ
庭手入れ

名も知れぬ秋花咲いて
和みけり

三輪 敏夫

白菊で母の遺影を
囲みけり

猫じゃらし広縁からの
孫の声

勉学の道遠かなり雲の峰
自墮落で耐へたる日々
残暑かな

日高 孝

零にも燃え移りして
曼珠沙華

親月に再会約し
投げキッス

選者 吟

隣保館俳句教室

井上 吐詩生 選

月見酒 月見うどんを
月と見て

秋早し 福智連山
かこみけり

久富 五月

妻の留守 独り勝手に
月見酒

沈黙の妻には勝てず
月見酒

山崎 一 伸

一服の鉄に降り立つ
赤とんぼ

山田 寿美子

就活の内定決り 月見酒
井上 吐詩生

糸田町人材バンク

岩井 鬼童 選

新涼や寝返り出来し朝の顔
新 芳枝

黒揚羽家紋のごとく止ま
りけり

倉智 節子

物言ひもけだるき語尾の
残暑かな

坂田 こういち

あの人にこの人に詫び盆
の月 伊藤 千里

静けさに肌を撫でては夜
の秋 古賀 ヒロ子

盆供養飯設の土地に迎へ
けり 小松 清子

防災係 もしものときに備えて Vol.2 自助・共助・公助

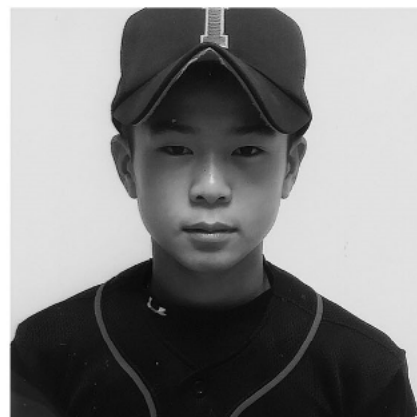
自分で自分を守る「自助」、隣近所が助
け合う「共助」、行政が個人や地域を援助
する「公助」のうち、「自助」が防災の基
本だといわれています。自分を守ることで
大切な家族や友人・隣人を助ける「共助」
へとつながるからです。阪神淡路大震災で
は、倒壊した建物から消防・警察・自衛隊
に救出された人はわずか2割。大部分の
人が家族や隣人に助けられたことから、
自助から共助につなげることの重要さがわ
かります。まずは自助の力を身に付ける。
それが防災に強い町づくりの第一歩です。

◆問合せ 総務課 電話26-1231

8月18日 憧れホークスの一員に ●糸田ジュニアクラブ秋吉くん●

糸田町スポーツ少年団糸田ジュニアクラブに所属する秋吉奏汰くん(小6)が、8月18日におこなわれた「2016 福岡ソフトバンクホークスジュニアチーム」の最終選考会に合格しました。この結果、秋吉くんは12月に開催される「NPB12 球団ジュニアトーナメント 2016」へ出場が決定、元福岡ソフトバンクホークスの馬原投手が監督を務めるチームでプレイします。

また、今年で創立40周年を迎えるジュニアクラブが11月19日(土)から記念大会を開催します。県内外から40チームが参加し、町民グラウンドなどで熱い戦いを繰り広げます。子どもたちの勇姿をぜひご覧ください。



攻守にわたりクラブの中心選手

8月18日～8月19日 働くことでわかること ●中学校職場体験●



保育の現場、笑顔を見かけ

8月18日～19日に中学3年生が、実際に仕事をする中で「働く意義」を考えようと町内各所で職場体験をおこないました。生徒たちはそれぞれ教育や医療、保育、接客など、自分が希望する職種の仕事を体験。各職場で礼儀作法や接客の仕方を学び、地域のひととふれあひながら社会生活で必要になるマナーなどを勉強しました。自立して生きていくためには、社会性を身に付けることが必要です。今回の職場体験で生徒たちは仕事について学び、働くことの尊さや職業観を養いました。

8月26日 サバンナ広がる国ケニア ●糸田町国際交流振興会講演会●

町民会館で8月26日、福岡県国際交流センターから派遣を受けた中原由美子さんを講師に国際交流振興会主催の講演会が開かれました。看護師や心理カウンセラーなどの資格を持ち、国際NGO役員として世界各地で活躍する中原さんから、アフリカ大陸にあるケニア共和国の社会情勢や生活環境、子どもたちの教育問題について学びを深めました。スクリーンに映し出される映像を見たり、会場に展示された民族衣装にふれたりして、ケニアという国を知った参加者たち。初めて聴く話に興味津々で、楽しく学習できた様子でした。



世界の国について学習できる有意義な時間

アジサイ園に「コスモス」が咲きます！ ぜひ、お越しください☆(時期：10月中旬～11月上旬)

少年の主張福岡県大会

8月27日、久留米市の文化センター共同ホールで少年の主張福岡県大会が開催されました。
田川地区代表として、糸田町から廣末愛理さん(中3)が出場、各地区代表15人とともに堂々と主張を訴えました。



廣末 愛理さん(中3)

■少年の主張大会経歴■
町大会 最優秀賞/第22回田川地区大会 優秀賞/第38回福岡県大会 優秀賞

「平和への覚悟」

「安保反対十二万人国会包囲」昨年夏休み最後の八月三十一日、私は、新聞のこの見出し記事に目が止まりました。よく読んでみると、安保法案の反対活動が行われ、今までで最大の規模。実行委員によると、全国二百五十人以上で行われたとありました。私は、今までこんな新聞の記事など関心がありませんでした。政治のことなどただでさえ難しいし、私にはまるで別世界だったのです。そこで、祖母から現在の日本の状況について詳しく聞き、まず、戦争の歴史について知ろうと決めました。

日本が外国と戦争を始めたのは千八百九十四年の日清戦争、続いて日露戦争、第一次世界大戦、日本は多くの犠牲を払いながら、戦争の渦に巻き込まれていきました。そして、千九百四十一年昭和十六年十二月八日太平洋戦争が幕開けしました。この戦争では、みなさんもよく知っている通り、八月六日に広島へ、九日に長崎へ原爆が投下されました。辺り一面焼け野原。戦争により多くの方々が被爆され、家族や友人、夢や希望、日本から人々の普通の暮らしと幸せ、そして平和が奪われました。私は、日本は原子爆弾が投下された

唯一の国だから被害国とばかり思っていました。でも、それは違いました。日本も多くの人々を犠牲にした加害国の一面を持っていました。それが、戦争なのです。日本と世界の戦争には残酷で、悲惨な歴史があったのです。
日本はそんな焼け野原から立ち上がり、今の日本を築きました。戦後、日本は平和憲法を掲げ、世界に誇る国として、前進してきました。そして今年になって世界的にも歴史的にも大きなニュースが流れました。日本に原爆を投下したアメリカ合衆国の大統領が「広島」を訪問したので、オバマ大統領は演説の中で、「勇気を奮い起こして原爆が投下された瞬間を想像し、声なき声に耳を傾けること」そして、人類は「苦しみを二度と繰り返さないために歴史を直視するための共同責任」をもつと訴えています。「平和な世の中をつくる」やはりこれは、私たち人類に与えられた最大の課題だと私は思います。では、どうすればよいのか。私はこう考えます。戦争とは何か。平和とは何か。一人一人がそれぞれの考えを持つこと。人類が犯した戦争という過ちを二度と起こしてはならない

というその決意を、次に生まれてくる世代へ語り継いでいくこと。これこそが、平和を守る私たちにできることではないかと思えます。
私たちが生きていくこれからの世の中にとって何が正しく、何が間違っているのかしっかりと目をもち、考え、それぞれの意見を言うていくことが大切です。三年後の私たちには選挙権が与えられます。私たちの意見が政治に反映されていくという責任を果たすためにまず必要なことは、正しい知識を持つことです。正しい歴史認識や世界観を持ち、本心に平和な世の中を作っていく一人として、しっかりと勉強し、自分の意見を持つ大人になりたいと思います。今こうして平和な暮らしを送っている中に、世界ではテロ行為や軍事の衝突で尊い命が奪われているという現実があります。
戦後七十年たった節目の年から一年、「中学生だから」とか、「私には関係ない」と思わず、真剣に考え、そして、平和への覚悟を持って生きていくべきなのではないでしょうか。戦争とは何か。平和とは何か。今私たちが何をしていくべきなのか。ということを。



図書館へ行こう！

図書館(町民会館内)
電話26-0038

■開館時間 午前10時～午後7時
(日曜日・祝日は午後5時まで)

■8月利用状況 貸出人数 1,914人
貸出点数 4,549点

10月のお休み

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29

○は図書館はお休みです

新着図書

<一般書>

- 危険なピーナス 東野 圭吾／著
- 西一番街ブラックバート 池袋ウエストゲートパーク12 石田 衣良／著
- 九十歳。何がめでたい 佐藤 愛子／著
- ピーターラビットの世界へ ヒアトリクス・ポターのすべて 河野 芳英／著
- 北九州・京築・田川の城 戦国史を歩く 中村 修身／著

<児童書>

- ソードアート・オンライン18 アリシゼーション・ラストイング 川原 礫／著
- ドラえもん社会ワールド 日本と国際社会 藤子・F・不二雄／まんが、藤子プロ ほか／監修
- 子どものうちに知っておきたい！おしゃれ障害 岡村 理栄子／監著
- おしりたんてい ふめつのせつとうだん (おしりたんていシリーズおしりたんていファイル3) トロル／さく・え
- スタジオジブリの生きものがいっぱい スタジオジブリ／監修、徳間書店児童書編集部／編



新着DVD/CD

<DVD>

- ブラック・レイン マイケル・ダグラス ほか／出演
- 間宮兄弟 佐々木 蔵之介 ほか／出演
- やさしい本泥棒 ジェフリー・ラッシュ ほか／出演
- 怪盗グルーのミニオン危機一発 笑福亭 鶴瓶 ほか／声の出演

<CD>

- スタジオジブリの歌 増補盤 安田 成美 ほか／歌
- (ピーティエックスヴォリュームズワンアンドツー)
- PTX VOLS.1&2 ペンタトニックス／歌
- (スーパー ヴェリー ベスト)
- SUPER Very best V6／歌
- リチャード・クレイダーマン・オリジナル・ヒット リチャード・クレイダーマン／ピアノ

今月のお薦め本



- 和歌で愛しむ日本の秋冬
- 松本 章男／著
- 新潮社／出版

温暖化が進んでいるようですが、日本の四季はどうなるのでしょうか？

10月のもよおしもの

■おはなしの湧泉 読み聞かせ 10月15日(土) 午前11時～午前11時30分
読み聞かせボランティアおはなしの湧泉による絵本の読み聞かせや紙芝居をおこないます。

■親子の絵本たいむ 10月12日(水)・26日(水) 午前10時30分～午前11時
子育て支援室職員による読み聞かせや手遊び歌が楽しめます。あかちゃんが泣いても大丈夫です♪ 気軽にお越しください。

図書館まつり 10月22日(土) 午後2時～午後3時

おはなしの湧泉さんと図書館職員による楽しいおはなし会やブックラリーの表彰式、雑誌の付録のくじ引きをおこないます。
古本・古雑誌のリサイクル(無料)は終日おこないます。
また、前 折紙教室講師 高辻佐智子先生の遺作展もあわせて開催します。
みなさんのご参加を心よりお待ちしております。



草食男子
市町村などへの愛情や応援したいという気持ちを「寄附」という形で届けることができる。寄附する自治体を自由に選んで、寄附額から自己負担2000円を差し引いた分が所得税や住民税から控除される仕組みです。寄附金の使い道を選べる場合もあるなど、近年その需要は高まっています。今、おはなしの湧泉では、そんな寄附者へ感謝の意を込め、各種返礼品を用意しました。ささやかなお返しですが、より町の魅力を知ってもらい、ふるさとの味や温かみを感じてもらえたらと思います。

静寂にまつまの深夜の糸田町。耳を澄まして、普段聞いていないような音、聞こえてくる。何だか新鮮な気持ちになり、ほっこり落ち着きます。豊かな自然の香りもいっしょに。町で聞こえてくる音や香り。それを広報紙や返礼品で届けて、みなさんの五感を刺激することができたら、もっと町を身近に感じてもらえるのでは、ふと思いました。

子育て支援金支給制度

●支給条件

- ▶平成28年4月1日以降に子を出産、出生児を町に住民登録済。
- ▶保護者が町に住民登録した日から子の出生までの期間が1年以上継続。
- ▶上記の期間に満たない場合、住民登録の期間が出生前後で1年以上継続。
- ▶申請者の属する世帯に町民税などの滞納がない。ただし、滞納金などに対し納付の誓約をし、現に履行されていると認められる場合を除く。



●支給時期と支給額

▶出産祝い

子の出生時に支給。保護者が町に住民登録した日から子の出生までの期間が1年に満たない場合は、期間経過後。
第1子 3万円／第2子 5万円／第3子 10万円／第4子 20万円／第5子以降 50万円
※生活保護受給者は5万円限度。

▶育成奨励金

第5子以降が対象。出産祝金を受給し、保護者と出生児ともに子の出生から支給時期まで継続して町に住民登録している場合に支給。
①3歳到達時 20万円 ②小学校入学時 30万円
※生活保護受給者は各5万円。
※子の順位は、同一の保護者が養育する実子と養子(支給対象児の出生時点で18歳年度末の子ども)の数により決定。

●申請期限

支給条件に該当した日から6か月以内に申請が必要です。
※平成28年3月31日までの出生に関しては、旧制度(第3子以降出生の場合のみ1歳到達時に10万円支給)が適用されます。

●問合せ 住民課 子育て支援金 電話26-1235

糸田町敬老会

長い間社会に貢献してきた高齢者を、敬愛し祝福することを目的に今年も敬老会を開催します。地域住民の高齢者福祉に対する理解と関心を深め、高齢者同士や地域住民とのふれあいを図る意味を込めて実施します。ぜひお誘い合わせの上参加してください。式典、住民のみなさんによる演芸発表や中国芸能などを披露します。



- 日時 10月23日(日)
開場 午前8時～ 開会 午前9時～
- 場所 町民体育館
- 対象 70歳以上の人(昭和22年4月1日以前生まれ)
- 問合せ 福祉課 電話26-1241

献血にご協力をお願いします



- 日にち 10月18日(火)
- 時間 午前10時～午前11時30分
午後12時30分～午後4時
- 場所 住民センター(役場併設)
- 献血の基準400ml ▶年齢 男性 満17歳～満69歳
女性 満18歳～満69歳
- ▶体重 男女共に50kg以上

- 献血間隔 男性 12週間以上
女性 16週間以上
- ※65歳以上の方は、60歳以降に献血経験がある人のみ
- ※この3日間に出血を伴う歯科治療を受けた人、現在病気の治療中で注射や服薬をしている人は献血ができません。
- 主催 糸田町／福岡県赤十字血液センター北九州事業所
- 協賛 下田川ライオンズクラブ
- 問合せ 福祉課 電話26-1241

ブックカバーかけ講座参加者募集

図書館では、本にブックカバー(ブックカバー)というフィルムをかけて大切に扱っています。みなさんもお気に入りの本にカバーをかけてみませんか。

- 日時 11月3日(木・祝) 午後1時～午後3時
- 対象 中学生以上
- 定員 10人(申込み先着順、定員になり次第終了)
- 申込み方法 図書館カウンターまたは電話
- 場所 町民会館2階 C研修室
- 申込み期間 10月1日(土)～30日(日)
- 申込み・問合せ 図書館 電話26-0038



いばいと

祭

11.12-13  

演芸

文化会館

／町民体育館

各種
展示



- 午前9時30分～
少年の主張大会
- 午後1時～
人材バンク講座演芸



- 午前10時～
総合演芸

▼出店協力機関

ポップコーンなど(商工会)／野菜・おにぎり・おすし・揚げたこ焼
き・お菓子・わたあめ(のみ ふれあい市)／赤飯・おにぎり・味噌
(食生活改善推進会)／焼き鳥・うどん・ハンバーグ・パンケーキ(和
太鼓たざり)／抹茶・お菓子・コーヒー・ケーキ・陶芸実演(文化連
盟)／チョコつかみ取り(松尾製菓)／ラーメン(のみ ラーメン吉
番亭)／ポン菓子(道の駅いとだ)いばいと

とってもだいすき祭

いとだ祭は13日午後4時で終了、閉会式はありません。
当日都合により会場や時間に変更になる場合があります。

問合せ 教務課 社会教育係
電話26-0038